

提出内容

受付番号： 185001134000000025
提出日時： 2020年12月21日20時(13分)

案件番号： 185001134
案件名： 文化審議会著作権分科会法制度小委員会「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する中間まとめ」に関する意見募集の実施について
所管省庁・部局名等： 文化庁著作権課 電話：03-5253-4111（内線4824）
意見・情報受付開始日： 2020年12月4日16時
意見・情報受付締切日： 2020年12月21日23時

郵便番号： -
住所：
氏名： （一社）情報科学技術協会 著作権委員会
連絡先電話番号： 03-6222-8506
連絡先メールアドレス： infosta@infosta.or.jp

提出意見：

1. 個人/団体の別を御選択ください。

02 団体

2. 氏名/団体名を御記入ください。

(一社)情報科学技術協会 著作権委員会

3. 電話番号を御記入ください。

03-6222-8506

4. メールアドレスを御記入ください。

infosta@infosta.or.jp

5. 御意見について

(2) 第2章第1節 入手困難資料へのアクセスの容易化（法第31条第3項関係）

1 対応の方向性

入手困難資料へのアクセス容易化には、厳格な運用と、提供先でのプリントアウトやDRMの実装は対立しないと考えられ、通常の複製サービスのように、違法複製の注意をすれば良いと思います。提供先については、調査研究目的であれば限定しないと考えるべきだと思います。

2 制度設計等

(ア) 補償金の取扱いを含めた全体の方向性

入手困難資料に関するものであり、補償金の対象とならないことを希望します。

提出内容

(イ) 「絶版等資料」について（中古本の市場との関係を含む）
入手困難資料に関して中古本市場を考慮する必要はないと思います。

(ウ) 送信の形態
メール添付またはダウンロード用のURLメールで送付を希望する。

(エ) 受信者側での複製の取扱い
調査研究目的の利用ですからダウンロードと1部だけのプリントアウトは許容すべきと希望します。

(オ) 国立国会図書館から送信される入手困難資料に係る公の伝達権の制限
入手困難資料で国立国会図書館から送信されるものの伝達権に制限を設ける必要はないと思います。

(カ) 大学図書館・公共図書等が保有する入手困難資料の取扱い
図書館等においては国立国会図書館に準じた対応を期待します。